

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年8月31日(火) 開会 午後 3時00分 閉会 午後 4時10分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 岸本 昇
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 13番委員 坂東 賢二 16番委員 浦川 昌夫</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>3番委員 天羽 俊文 11番委員 板東美佐緒 17番委員 鎌田 良昭</p> <p><農地利用最適化推進委員></p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農政関係議案)</p> <p>第6号議案 令和4年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について 第7号議案 2022年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第4号議案 非農地通知の審議について 第5号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 地目変更登記に係る照会に対する回答にについて 7. 転用許可の訂正について(5条許可) 8. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

(開会 午後3時00分)

事務局 それでは、総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和3年8月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員 19名のうち半数を超える16名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号3番天羽俊文委員、11番板東美佐緒委員、17番鎌田良昭委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号16番 谷川興一委員と、議席番号6番 金澤敬治委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。本日の案件は、農政関係議案からとなります。第6号議案、「令和4年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について」であります。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 説明

議長 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。
それでは、本案件につきましては、この内容で市長への提言を行うことで、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議長 それでは、そのように取り計らいます。提言の結果については、11月の総会で御報告をし、農業委員会だより1月号に掲載する予定でございます。

続いて第7号議案、「2022年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について」であります。この政策提案は、来年度における国・県の農業施策が積極的に展開されるよう、徳島県農業会議が、市町村の農業委員会の意見を取りまとめて県知事に提言するものでございます。それでは事務局、説明をお願いします。

事務局 説明

議長 ただいまの説明につきまして、御意見御質問等はありませんか。
それでは、県への提出は期限がせまっていますので、この内容で提出することいたします。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議長 それでは、そのように取り計らいます。県への提出結果についても、市長提言と同様、後日御報告いたします。

このあと、農地関係議案の審議となりますが、準備がございますので、しばらくお待ちください。

議長 それでは総会を再開します。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページをお開きください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地5筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後80aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのこと。です。

2番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後311aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのこと。です。

第1号議案は以上2件で、対象地は、田4,107㎡、畑431㎡、計4,538㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は個人で建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲渡人と譲受人とは親子関係になり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

3番の申請地は、徳島市応神支所から300m以内に位置する第3種農地に該当します。譲受人は、繊維製品の製造業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

4番から5番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない2種農地に該当します。転用目的は、徳島市の広域道整備課が発注した四国横断自動車道周辺対策事業の作業ヤードとするもので、権利の設定は賃貸借権の設定になり、一時転用の期間は、令和3年11月1日から令和6年10月

30日までとなります。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲渡人と譲受人とは親子関係になり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっている甲種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、椎茸菌床の仮置き場に一時転用の更新をするものです。前回の一時転用期間が令和3年7月31日までとなっていました。その後も椎茸菌床の仮置き場として使用していたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

8番と9番は譲受人が同一であるため合わせて説明します。8番と9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、住宅からの排水施設及び世帯分離住宅に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である3番案件および農地区分が甲種農地である7番案件については地区審査を実施しました。

第2号議案は、全9件で、地目は、田が3,386.63㎡、畑が815.80㎡で、合計4,202.43㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地768.63㎡、駐車場・資材置場1,280㎡、その他施設用地2,153.8㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 今月19日午前10時より3番案件の地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、坂東推進委員と私、事務局2名、転用者側6名の10名です。申請地は、徳島市応神支所から南へ250mに位置し第三種農地に区分されます。

今回の申請は、繊維製品製造会社で、2月総会での転用済物件を拡張し露天駐車場に転用しようとするものです。転用事由は、3月4日付けで許可を受けましたが時期を同じくして女子寮が老朽化しているため建替え計画があり、駐車場が不足するために適当な用地を探していたところ、許可済み土地の西側に隣接する土地の地主と交渉話がまとまり、転用済物件と申請地を一体化して効率よく利用できる様に既存の駐車場の西側に露天駐車場を拡張し前回同様周囲にコンクリート壁を設置して駐車場はアスファルト舗装をし、隣接農地に被害を及ぼさないよう十分配慮し排水は雨水のみで南西にU字溝及び集水樹を設けて市水路に排水すること。申請人は、医療施設用の衛生用品も製造していることから、コロナウイルス感染者がでると操業停止を招きかねず、取引先にも多大な迷惑をかける事態となります。以上のことを考慮しワクチン接種が進み比較的安全となる時期をみながら令和4年2月頃に着工したいところです。

今回の申請について、地元土地改良区及び水利組合との協議も整っており、被害防除措置及び農地法上で許可相当となる条件を満たすものであるため、応神地区の委員は一致して許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして7番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月19日の午後2時30分より、7番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と浦川推進委員、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、徳島市立国府中学校から北へ約900mに位置しており、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で使用貸借権を設定し、椎茸菌床の仮置き場として一時転用の更新をしようとするものです。造成については、盛土せず、全体に養生シートを敷いた現況のまま使用します。排水については、雨水のみであり、地下浸透する計画で、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしく願います。

議長 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、7番案件を許可相当として県に諮問し、残りの8件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については7番案件を許可相当として県に諮問し、残りの8件を許可することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第3号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番と2番は譲受人が同一であるため合わせて説明します、本件は、令和3年3月に5条許可を受けていたものです。転用目的は露天駐車場のままで変わりませんが、土地利用計画図の変更と、工事期間を変更するため申請されたものです。立地基準については、徳島市心神支所から300m以内に位置する第3種農地に該当します。

一般基準について、譲受人は当初、本件対象地である全4筆を駐車場とする計画で許可を受けましたが、時期を同じくして女子寮の建替え計画があり、さらに追加で駐車場が必要となりました。この追加分は、本件対象地と隣接しており、先ほど2号議案の5条許可で審議された3番案件になります。このことにより、当初に許可していた事業計画のうち、土地利用計画図の駐車計画台数と出入口の配置が変更となります。また、工事期間については、ちょうどその頃、新型コロナウイルスが感染拡大している時でもあり、工事を見合わせる事態となりました。そこで、ワクチン接種が進み、比較的安全となる時期をみて令和4年2月に着工し、同年3月末に完了する変更計画としています。今回の変更に伴った資料一式が提出されたほか、工事進捗状況の報告書の提出も提出されています。地区審査については、5条許可の案件と合わせて実施しており、地元委員からは特に問題ないとのことでした。その他、隣接農地への

被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、令和3年2月に5条許可を受けていたものです。当初は、資材置場として永久的に使用する計画でしたが、認定こども園を建設する計画が浮上し、転用期間を永久から一時転用に、また、契約内容を所有権の移転から賃貸借権の設定に変更するため申請されたものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、転用目的は当初と同様であり、今回の変更に伴った資料一式が提出されているため、問題はないと思われます。地区審査については、地元農業委員と協議し、転用目的の変更はないことを考慮し、不要であると判断されたため、実施していません。

第3号議案は以上3件で、地目は、田が2,843㎡、畑が21㎡、その他が12.86㎡で合計2,876.86㎡です。転用目的の内訳は、全て駐車場・資材置場です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地転用の事業計画変更申請の審議については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。

第4号議案「非農地通知の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書5ページをお開きください。

1番の申請地は、丈六南公園から北に約50mに位置しており、先月19日に地元委員さん4名と事務局2名で状況を確認しております。土地関係者によりますと、対象地は、土地所有者が平成3年に相続した当時から農地として利用しておらず、山林の状態となり、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、耕作農地もほとんどなく、非農地判定による被害発生のおそれは小さいと思われます。

第4号議案は以上1件で、対象地は畑で779㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、いたします。

第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認す

ることに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の議案の審議に移ります。第5号議案「農用地利用集積計画の承認について」の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。
議案書6ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。す。今月は、新規設定が7件、再設定が7件で合計14件となっており、そのうち、賃貸借権が10件、使用貸借権が4件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から2番が多家良地区・2筆・2件、3番が勝占地区・1筆・1件、4番が八万地区・1筆1件、5番から6番が上八万地区・10筆・2件、7番が川内地区・1筆1件、8番から10番が国府地区・10筆・3件、11番から14番が北井上地区6筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田・12筆・10,727㎡、畑・19筆25,640㎡の合計31筆・36,367㎡となります。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、3番案件の新規就農面談に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 8月5日の午前10時から3番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は天羽委員さん、宮本推進委員さん、佐野推進委員さんと私の委員4名と、借受人側2名、事務局2名の8名です。

この度、借受人は、申請地で水稻の栽培をすることを計画しております。水稻の栽培は以前にも知り合いの農地で手伝いをした経験があります。現在、建設業をしておりますが、今後は従業員に任せ、以前から興味があった農業を始め、まずは自分が食べる米から作りたいたいと考えています。農機具に関しては、初年度はリースし、その後購入予定です。農機具の保有状況に問題はなく、結論として、勝占地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書9ページをお開きください。
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。
5件受理しました。10ページを御覧下さい。
2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
です。1件交付しました。11ページをお開きください。
3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。
5件受理しました。12ページを御覧ください。
4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。
14ページに渡り13件受理しました。16ページを御覧下さい。
5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。17ページに渡り、6件受理
しました。18ページを御覧下さい。
6番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。
19ページをお開き下さい。
7番は5条許可の訂正についてです。1件訂正しました。20ページを御覧下さい。
8番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。1件報告しました。
報告事項については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局担当 【事務局から連絡事項の説明】

議長 連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はございませんか。
それでは、以上をもちまして、令和3年8月徳島市農業委員会総会を閉会いたしま
す。ありがとうございました。